

八雲町自治基本 条例第14条の規定に基づき、 町民皆様から 広く意見を 公募します

第8期分別収集計画の 策定について

1. 策定の趣旨

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という）。第8条に規定する市町村分別収集計画については、3年ごとに、5年を1期として策定するものです。このため、平成28年度中に、平成29年4月を始期とする第8期（平成29～33年度）の市町村分別収集計画を策定しようとするものです。

2. 意見の募集期間

9月1日（木）～30日（金）

3. 提出できる方

- (1) 町内に住所を有する方
- (2) 住所を有してはなくても、町内の事業所で働いている方または、学んでいる方
- (3) 町内で活動する法人、団体

※年齢制限はありません。

4. 留意事項

意見の提出に当たっては、書面に必ず住所、氏名（法人、その他団体の場合は、名称及び代表者名）、電話番号を記載願います。記載がない場合は取扱いできません。

また、「3-②」に該当する方は、事業所名又は、学校等の名称を記載願います。

個人情報、本件の内部管理にのみ使用します。意見提出及び、検討結果の公表に当たっては、個人情報を公表することはありません。

【資料の入手方法】

- ① 次の場所へ備え付け
 - ・ 八雲町役場環境水道課環境衛生係
 - ・ 熊石総合支所住民サービス課
 - ・ 落部支所
- ② 八雲町ホームページ（自治基本条例ホームページ）からダウンロード

<http://www.town.yakumo.jp>

<http://www.town.yakumo.jp>

【提出方法】

- ① 書面の持参
（環境水道課、住民サービス課、落部支所）
- ② 郵送

〒049-3192

八雲町住初町138番地

八雲町役場環境水道課 宛

- ③ ファックス
- ④ 電子メール

kankyou@town.yakumo.lg.jp
※電話での申し込みは受け付けていません。

【問い合わせ先】

環境水道課環境衛生係
TEL 0137-6263
FAX 0137-6263
FAX 0137-2120



創業30年の実績と技術
有限会社 **ポテショップ八雲**
自動車リースはじめました
※諸費用や車検もコミコミで、1か月単位での利用が可能なリースを是非ご利用下さい。
例) 軽自動車 4WD ゼビ・ETC付き
月々32,400円(税込み)～
その他、長期リースだと1日当たり500円(税抜き)プランも！※自動車税やオイル・タイヤ交換等含む
お問い合わせは・・・【TEL】0137-63-4132

小林農園産
もち米に「酒」
「金重」
絶賛発売中！
東野の小林農園
もち米100%使用
八雲町東野417
☎0137-66-2752
☎090-9088-7889
配達も致します
まずは御連絡下さい

自治基本条例って何ですか？ vol.13

前回のVol.12(平成28年7月号)では自治基本条例の第3章(町民参加と協働)第15条について解説しました。今号では、第16条を紐解いていきます。

第3章(町民参加と協働) 自治基本条例-第16条 (提出された意見等の取扱い)

第16条 行政は、町民参加によって寄せられた意見及び提案等（以下「意見等」という。）を総合的に検討するものとします。

2 行政は意見等の検討を終えたときは、速やかにかつ多様な方法を用いて次の事項を公表するものとします。ただし、八雲町個人情報保護条例の規定により公表することが適当でないこと

められるときは、この限りではありません。
(1) 意見等の内容
(2) 意見等の検討結果及びその理由

解説

第15条に基づく手続によって聴取した意見については、必ず行政の見解を公表することを義務づけます。（町ホームページ、町広報紙など）
※町民意見提出手続の場合は、意見提出者に対し、個別に結果を通知します。

